

(証券コード 1898)
平成30年6月6日

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目9番3号

世紀東急工業株式会社

取締役社長 佐藤俊昭

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、きたる平成30年6月21日（木曜日）午後6時までに到着するように、折りかえしご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 ZUIUN（瑞雲）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第69期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、修正後の事項を当社ウェブサイト(<http://www.seikitokyu.co.jp/>)に掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知の添付書類に記載された事業報告は、監査役が監査した書類の一部であり、また連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が監査した書類の一部であります。事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://www.seikitokyu.co.jp/>)に掲載することによりご提供しておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な世界経済を背景とした企業業績の拡大により、設備投資の増加や雇用情勢の改善が続くなど、総じて緩やかな回復基調を辿りました。

道路建設業界におきましては、公共投資、民間の建設投資とも堅調に推移いたしました。アスファルトをはじめとする原材料価格が騰勢を強めるなど、依然として予断を許さない事業環境となりました。

このような状況のもと、当社グループでは、「中期経営計画」(2014年度～2017年度)に基づき、引き続き、収益の源泉となる工事受注の確保や舗装用資材の販売促進に全力を挙げて取り組むとともに、数年先、そしてその先の将来においてもステークホルダーの皆様から「選ばれ続ける企業へ」の変貌を目指し、「成長基盤の構築に向けた事業構造の改革と経営基盤のさらなる強化」を推し進めてまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績につきましては、受注高(製品売上高および不動産事業等売上高を含む)は805億72百万円(前年同期比12.8%増)、大型工事を中心に工事の施工が順調に進捗したことにより、売上高は816億59百万円(前年同期比16.5%増)となりましたが、損益面につきましては、アスファルトの仕入れ価格上昇の影響などにより、経常利益は62億39百万円(前年同期比1.6%減)、特別損失として独占禁止法関連損失引当金繰入額30億36百万円を計上したことなどにより親会社株主に帰属する当期純利益は22億74百万円(前年同期比59.5%減)となりました。

部門別(セグメント別)の事業の概況は以下のとおりであります。

なお、完成工事高、売上高および営業利益につきましては、セグメント間の内部取引高等を含めた調整前の金額をそれぞれ記載いたしております。

「建設事業」

建設事業におきましては、地域の需要動向や今後の事業展開を見据えた営業・施工体制の整備拡充を継続して進めるとともに、技術提案力の強化や環境関連技術をはじめとする差別化商品の営業展開、さらには原価低減や利益の逸失防止に向けた諸施策に全社を挙げて取り組み、収益の確保を図ってまいりました。また、ICT(情報通信技術)の活用を推進する専門部署を設置し、新技術の導入や現場への支援を行うなど、工事における生産性や安全性向上にも努めてまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高は651億84百万円（前連結会計年度比17.3%増）、完成工事高は662億71百万円（同22.3%増）、営業利益は51億39百万円（同22.8%増）となり、また、当連結会計年度末における次期への繰越工事高は283億52百万円（同3.7%減）となりました。

なお、当連結会計年度における主要な受注工事および完成工事は、次のとおりであります。

（主要受注工事）

発注者	工事名	工事場所
東日本高速道路株式会社	道央自動車道室蘭管内舗装補修工事	北海道
国土交通省東北地方整備局	唐桑南地区舗装工事	宮城県
東日本高速道路株式会社	北関東自動車道太田パーキングエリア舗装工事	群馬県
東日本高速道路株式会社	東京外環自動車道市川舗装工事	千葉県
首都高速道路株式会社	(修)舗装改修工事1-206	東京都
国土交通省中部地方整備局	平成29年度名古屋国道西地区交通安全施設整備工事	愛知県
西日本高速道路株式会社	京都高速道路事務所管内舗装補修工事（平成29年度）	京都府
阪神高速道路株式会社	舗装補修大規模修繕工事(29-2-岸・淀)	大阪府
西日本高速道路株式会社	平成29年度中国自動車道(特定更新等)三次高速道路事務所管内舗装補修工事	広島県
国土交通省九州地方整備局	平成29年度福岡空港エプロン改良工事	福岡県

（主要完成工事）

発注者	工事名	工事場所
国土交通省東北地方整備局	国道45号田老北地区舗装工事	岩手県
国土交通省東北地方整備局	国道45号宮古地区舗装工事	岩手県
国土交通省東北地方整備局	金弁蔵トンネル舗装工事	福島県
東日本高速道路株式会社	東北自動車道郡山管内舗装補修工事	福島県
東日本高速道路株式会社	東北自動車道宇都宮管内舗装補修工事	栃木県
国土交通省関東地方整備局	H28・29 16号道路維持工事	東京都
首都高速道路株式会社	(高負)YK34工区～YK43工区他区画線他工事	神奈川県
中日本高速道路株式会社	東名阪自動車道四日市地区舗装改良工事(平成28年度)	三重県
国土交通省中国地方整備局	平成28・29年度岡山北維持工事	岡山県
国土交通省九州地方整備局	平成28年度災害復旧古城地区舗装修繕外工事	熊本県

「舗装資材製造販売事業」

舗装資材製造販売事業におきましては、引き続き販売数量の確保に注力し収益拡大に努めるとともに、設備の更新・拡充を計画的に進めるなど、生産効率の向上や環境負荷の低減、将来に向けた事業基盤の強化にも継続して取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、製品売上高は249億87百万円（前連結会計年度比2.9%減）、営業利益は34億7百万円（同22.3%減）となりました。

「不動産事業等」

当社グループでは、建設事業および舗装資材製造販売事業のほか、不動産事業等を営んでおり、その他の事業における売上高は6億95百万円（前連結会計年度比10.1%増）、営業利益は1億56百万円（同26.4%増）となりました。

当社の事業の概況は以下のとおりであります。

当事業年度の業績につきましては、受注高（製品等売上高を含む）は778億60百万円（前年同期比19.0%増）、売上高は777億70百万円（同17.8%増）、経常利益は57億43百万円（同1.5%減）、当期純利益は19億77百万円（同62.4%減）となりました。

「当社における部門別受注高、売上高および繰越高」

（単位：百万円）

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
工 事 部 門	アスファルト舗装	18,297	46,996	47,324	17,969
	コンクリート舗装	954	3,423	2,103	2,273
	土 木 工 事 等	7,788	11,780	12,682	6,886
	計	27,039	62,200	62,110	27,129
製 品 部 門 等	—	15,659	15,659	—	
合 計	27,039	77,860	77,770	27,129	

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は21億16百万円であり、主要な設備投資は次のとおりであります。

「建設事業」

当 社 千葉営業所 事務所等取得
機材センター アスファルトフィニッシュ購入

「舗装資材製造販売事業」

当 社 湯沢合材工場 アスファルトプラント更新

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

道路建設業界におきましては、ここ数年の間は堅調な建設需要が見込まれる一方、中長期的には、2020年の東京オリンピック・パラリンピック以降における建設投資の不透明感、資機材の需給・価格動向、少子高齢化による社会構造の変化など、多くの懸念材料が存在しており、当社グループが将来にわたり、安定的・継続的に収益を確保していくためには、こうした環境の変化に対する十分な備えと迅速・柔軟かつ確かな対応が必要不可欠であると認識いたしております。

このような状況に対処すべく、当社グループでは、本年5月、「持続的成長へのチャレンジ」を基本方針とする、新たな「中期経営計画（2018-2020年度）」を策定いたしました。本計画におきましては、中核事業の競争力強化に加え、企業価値向上に資する成長投資の実践、担い手確保に向けた働き方改革、コーポレート・ガバナンスの充実など、数年先、そしてその先の将来を見据えた諸施策に、より積極的に取り組むものとしたしております。当社グループでは本計画を着実に推進するとともに、安全・品質の確保や環境への配慮についても一層注力するなど、今後とも「豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業」としての責務を誠実に果たし、社会からの信頼に応え、中長期的な企業価値の向上に邁進してまいります。

なお、当社は、過年度における東京港埠頭株式会社が発注する舗装工事の入札に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、平成30年3月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令を受けました。また、当社は、アスファルト合材の製造販売業者が共同して、アスファルト合材の販売価格の引き上げを決定していた疑いがあるとして、前連結会計年度に公正取引委員会の立入検査を受けており、その進捗に伴い今後発生しうる損失額を見積り、当連結会計年度の決算において特別損失を計上するに至っております。株主の皆さまには多大なご心配とご迷惑をおかけいたしておりますことを深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、これらの事実を厳粛に受け止め、現在も継続する公正取引委員会の調査につきましては、引き続き全面的に協力するとともに、違法行為の徹底排除に向け、違反行為の再発防止はもとよりコンプライアンス経営の推進に全社を挙げて取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第66期 (平成27年3月期)	第67期 (平成28年3月期)	第68期 (平成29年3月期)	第69期(当連結会計年度) (平成30年3月期)
受 注 高	71,083百万円	75,724百万円	71,427百万円	80,572百万円
売 上 高	63,542百万円	74,634百万円	70,075百万円	81,659百万円
経 常 利 益	4,487百万円	6,261百万円	6,338百万円	6,239百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	4,365百万円	5,682百万円	5,621百万円	2,274百万円
1株当たり当期純利益	108円13銭	140円78銭	139円26銭	56円35銭
総 資 産	56,079百万円	57,544百万円	66,444百万円	72,192百万円
純 資 産	17,083百万円	21,231百万円	26,072百万円	28,098百万円

- (注) 1. 平成26年10月1日付で、普通株式5株を1株とする株式併合を行ったため、第66期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第66期から第68期については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。
3. 第66期においては、期首の手持工事高が高水準であったことや、次期への繰越工事高が大幅に増加したことなどから、受注高、売上高および経常利益はいずれも前年実績を下回りましたが、前期に事務所移転計画等に伴う減損損失を計上していた関係で、親会社株主に帰属する当期純利益については、増加となりました。
4. 第67期においては、大型工事の受注や完成が相次ぎ、受注高、売上高および親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも前年実績を上回りました。
5. 第68期においては、期首の手持工事高が高水準であったことや、期中の完成工事の減少などにより、受注高、売上高は前年実績を下回りましたが、利益率の改善により経常利益は増加しました。
6. 第69期(当連結会計年度)においては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
新世紀工業株式会社	49	100.00	舗装用資材の製造販売、舗装・土木工事の請負
エスティ建材株式会社	20	100.00	産業廃棄物の処理、舗装・土木工事の請負
エス・ティ・サービス株式会社	50	100.00	自動車等の賃貸および販売

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社を含め7社であります。

(7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、建設事業および舗装資材製造販売事業を主要な事業内容としており、東急グループの一員として建設事業の分野を担っております。

当社は、建設業法により特定建設業者「(特-29) 第1962号」として国土交通大臣許可を受け、舗装工事、土木工事および水利工事などを行っております。また、アスファルト合材などの製造および販売ならびにこれらに関連する事業を行うほか、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（平成30年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所および工場

本	店：東京都港区芝公園二丁目9番3号	
支	店：北海道支店(北海道)	横浜支店(神奈川県)
	東北支店(宮城県)	関東製販事業部(東京都)
	北陸支店(新潟県)	名古屋支店(愛知県)
	関東支店(東京都)	関西支店(大阪府)
	北関東支店(埼玉県)	中四国支店(広島県)
	東関東支店(千葉県)	九州支店(福岡県)
	東京支店(東京都)	

営業所等：(57ヵ所)

技術研究所：(栃木県)

試験所：(7ヵ所)

機材センター：(栃木県)

合材混合所等：(48ヵ所)

② 重要な子会社

新世紀工業株式会社 (奈良県)

エスティ建材株式会社 (福岡県)

エス・ティ・サービス株式会社 (東京都)

(9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
896名	8名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
836名	28名増	42.1歳	16.1年

(10) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,200
株式会社みずほ銀行	1,140
株式会社三井住友銀行	992
三菱UFJ信託銀行株式会社	388

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更をいたしております。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 40,414,407株
- (3) 株 主 数 7,277名（前事業年度末比 1,915名減）
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
東 急 建 設 株 式 会 社	千株 8,931	% 22.13
インターナショナル・トラスティズ(ケイマン)リミテッド・ジー・エフ・キャピタル・アズ・トラスティ・オブ・ジャパン・アップ	1,662	4.12
東 京 急 行 電 鉄 株 式 会 社	1,533	3.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,387	3.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,275	3.16
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・クライアント・オムニバス・アカウント・オー・エム・ゼロ・ツー・505002	1,111	2.75
立 花 証 券 株 式 会 社	750	1.86
株 式 会 社 光 通 信	642	1.59
岩 崎 泰 次	601	1.49
三 菱 商 事 株 式 会 社	600	1.49

- (注) 1. 持株比率につきましては、自己株式（48,336株）を控除して算出しております。
2. 平成30年3月27日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社ストラテジックキャピタルが平成30年3月19日現在で2,459千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。なお、平成30年4月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、同社が平成30年4月16日現在で2,744千株を保有している旨が記載されております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤 俊 昭	社長執行役員
代表取締役	齋藤 一 彦	専務執行役員 事業推進本部長
取締役	古川 司	常務執行役員 事業推進本部製品事業部担当 管理本部長兼経営企画部長
取締役	平本 公 男	常務執行役員 技術本部長
取締役	平 喜 一	常務執行役員 事業推進本部副本部長兼工務部長
取締役	飯塚 恒 生	東急建設株式会社代表取締役社長 一般社団法人東京建設業協会会長
取締役	福田 眞 也	公認会計士 木徳神糧株式会社監査役（社外監査役）
取締役	田村 仁 人	日神不動産株式会社取締役（社外取締役）
常勤監査役	小出 正 幸	
常勤監査役	鈴木 高 志	
監査役	長田 忠千代	東京急行電鉄株式会社常勤監査役（社外監査役） 東急建設株式会社監査役（社外監査役）
監査役	前野 淳 禎	東急建設株式会社常勤監査役

- (注) 1. 取締役 飯塚恒生、福田眞也、田村仁人の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 鈴木高志、長田忠千代、前野淳禎の各氏は、社外監査役であります。
3. 平成29年6月23日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、取締役 佐々木正博氏は任期満了により退任いたしました。
4. 平成29年6月23日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役 菊地 隆氏は辞任により退任いたしました。
5. 平成29年6月23日開催の第68回定時株主総会において、平 喜一氏は取締役に、小出正幸氏は監査役にそれぞれ新たに選任され就任いたしました。
6. 平成30年3月31日をもって、監査役 長田忠千代氏は辞任により退任いたしました。
7. 重要な兼職先に該当する法人等と当社との関係は次のとおりであります。
- (1) 東急建設株式会社は、平成30年3月31日現在、当社の普通株式を8,931千株保有しております。なお、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。
- (2) 東京急行電鉄株式会社は、平成30年3月31日現在、当社の普通株式を1,533千株保有しております。なお、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。
- (3) 木徳神糧株式会社および日神不動産株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
8. 常勤監査役 小出正幸氏は、当社財務部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 平成30年4月1日付をもって、取締役の地位および担当を次のとおり変更いたしました。

氏 名	地 位	担 当
古川 司	代表取締役	専務執行役員 事業推進本部製品事業部担当 管理本部長兼経営企画部長
平本 公 男	取締役	常務執行役員 技術本部長兼技術部長
平 喜 一	取締役	常務執行役員 事業推進本部長
齋藤 一 彦	取締役	

10. 当社は平成30年4月1日現在、取締役 福田眞也、田村仁人の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
11. 当社は執行役員制度を導入いたしております。なお、平成30年4月1日現在における取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

常務執行役員	外村浩次
執行役員	打越 誠、 洲上彰恭、 山田正人、 北川 八、 内藤 真、 樗木裕治、 石田和士

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたしております。

(3) 当事業年度にかかる取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	8名	134百万円	(うち社外取締役 2名 10百万円)
監 査 役	4名	27百万円	(うち社外監査役 2名 15百万円)
合 計	12名	162百万円	(うち社外役員 4名 25百万円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員数は取締役8名(うち社外取締役3名)、監査役4名(うち社外監査役3名)であります。なお、上記支給人員には、平成29年6月23日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名が含まれており、無報酬の取締役1名(社外取締役)および監査役1名(社外監査役)は含まれておりません。
2. 平成18年6月29日開催の第57回定時株主総会において、取締役(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)の報酬限度額は年額3億24百万円以内、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内とそれぞれ決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係
他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係につきましては「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
- ② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役および社外監査役の各氏は、取締役会または監査役会において、それぞれその豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般にわたる事項につき意見表明を行うほか、監査結果の意見交換や監査に関する重要事項について協議を行うなど、必要に応じ適宜発言をいたしております。

なお、当事業年度における取締役会および監査役会への出席状況は次のとおりであります。

区分	氏名	取締役会	監査役会
取締役	飯塚恒生	14回出席／14回開催	—
取締役	福田眞也	14回出席／14回開催	—
取締役	田村仁人	14回出席／14回開催	—
常勤監査役	鈴木高志	14回出席／14回開催	5回出席／5回開催
監査役	長田忠千代	11回出席／14回開催	5回出席／5回開催
監査役	前野淳禎	14回出席／14回開催	5回出席／5回開催

(注) 当社は、過去における東京港埠頭株式会社が発注する舗装工事の入札に関して、独占禁止法に違反する行為があったとして、平成30年3月28日、公正取引委員会から課徴金納付命令を受けました。社外取締役および社外監査役の各氏は、当該違反行為の存在が判明するまで、その事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令順守の徹底について適宜発言をいたしており、また、本件事実の認識後は、違反行為の排除および再発防止に向けた取り組みにつきましても適時確認をいたしております。なお、取締役 福田眞也、田村仁人、監査役 長田忠千代の各氏は、当該違反行為の存在が判明した後に新たに就任いたしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

52百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

54百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等を確認し、報酬額の妥当性について検討した結果、当事業年度に係る会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

英文財務諸表監査

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任にかかる株主総会提出議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	51,017	流 動 負 債	36,758
現 金 預 金	14,737	支払手形・工事未払金等	24,748
受取手形・完成工事未収入金等	28,259	短 期 借 入 金	1,008
未 成 工 事 支 出 金	4,348	未 払 法 人 税 等	642
材 料 貯 蔵 品	300	未 成 工 事 受 入 金	4,176
短 期 貸 付 金	11	完 成 工 事 補 償 引 当 金	87
繰 延 税 金 資 産	1,010	工 事 損 失 引 当 金	207
そ の 他	2,350	賞 与 引 当 金	1,047
固 定 資 産	21,175	独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金	3,036
有 形 固 定 資 産	20,025	そ の 他	1,803
建 物 ・ 構 築 物	2,605	固 定 負 債	7,336
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品	3,314	長 期 借 入 金	3,000
土 地	14,037	退 職 給 付 に 係 る 負 債	4,253
建 設 仮 勘 定	67	そ の 他	82
無 形 固 定 資 産	224	負 債 合 計	44,094
投 資 其 他 の 資 産	925	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	262	株 主 資 本	29,425
繰 延 税 金 資 産	299	資 本 金	2,000
そ の 他	362	資 本 剰 余 金	500
資 産 合 計	72,192	利 益 剰 余 金	26,949
		自 己 株 式	△24
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△1,327
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	24
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△1,351
		純 資 産 合 計	28,098
		負 債 純 資 産 合 計	72,192

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
売 上 高	66,271	
完 成 工 事 高	15,266	
製 品 売 上 高	121	81,659
不 動 産 事 業 等 売 上 高		
売 上 原 価	59,380	
完 成 工 事 原 価	11,681	
製 品 売 上 原 価	88	71,149
不 動 産 事 業 等 売 上 原 価		
売 上 総 利 益	6,891	
完 成 工 事 総 利 益	3,585	
製 品 売 上 総 利 益	33	10,509
不 動 産 事 業 等 総 利 益		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,274
営 業 外 収 入		6,235
営 業 外 取 得 利 益	0	
受 取 配 当 金	6	
受 取 取 扱 委 託 料	21	
業 務 費 の 他	33	
そ の 他	18	80
営 業 外 費 用		
支 払 保 証 料	27	
支 払 保 証 料	25	
手 形 流 動 化 手 数 料	7	
そ の 他	15	76
経 常 利 益		6,239
特 別 利 益		
特 別 利 益	0	
固 定 資 産 売 却 益	64	
受 取 補 助 金 収 入	45	110
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	4	
固 定 資 産 除 却 損	20	
減 損 損 失	143	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金 繰 入 額	3,036	
そ の 他	14	3,219
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,129
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	810	
法 人 税 等 調 整 額	44	
当 期 純 利 益		2,274
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,274

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	50,337	流動負債	37,562
現金預金	14,500	支払手形	10,539
受取手形	567	工事未払金	10,241
電子記録債権	1,587	買掛金	3,751
完成工事未収入金	19,255	短期借入金	2,498
売掛金	6,581	未払法人税等	601
未成工事支出金	4,220	未成工事受入金	3,986
材料貯蔵品	297	完成工事補償引当金	86
短期貸付金	11	工事損失引当金	207
繰延税金資産	952	賞与引当金	997
未収入金	1,562	独占禁止法関連損失引当金	3,036
信託受益権	491	営業外支払手形	177
ファクタリング債権	53	その他	1,436
その他	255	固定負債	5,978
固定資産	20,784	長期借入金	3,000
有形固定資産	19,322	退職給付引当金	2,895
建物・構築物	2,563	その他	82
機械・運搬具	2,598	負債合計	43,540
工具器具・備品	104	(純資産の部)	
土地	13,988	株主資本	27,556
建設仮勘定	67	資本金	2,000
無形固定資産	178	資本剰余金	500
投資その他の資産	1,282	資本準備金	500
投資有価証券	255	その他資本剰余金	0
関係会社株式	306	利益剰余金	25,081
長期貸付金	20	その他利益剰余金	25,081
繰延税金資産	299	繰越利益剰余金	25,081
その他	414	自己株式	△24
貸倒引当金	△14	評価・換算差額等	24
		その他有価証券評価差額金	24
資産合計	71,121	純資産合計	27,581
		負債純資産合計	71,121

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
売 上 高	62,110	
完 成 工 事 高	15,659	77,770
製 品 売 上 高		
売 上 原 価	56,096	
完 成 工 事 原 価	12,031	68,128
製 品 売 上 原 価		
売 上 総 利 益	6,014	
完 成 工 事 総 利 益	3,628	9,642
製 品 売 上 総 利 益		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,012
営 業 利 益		5,629
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	6	
受 取 貸 貸 料	29	
業 務 委 託 料	133	
そ の 他	19	189
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28	
支 払 保 証 料	25	
手 形 流 動 化 手 数 料	7	
そ の 他	15	75
経 常 利 益		5,743
特 別 利 益		
受 取 補 償 金	64	
補 助 金 収 入	45	109
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	4	
固 定 資 産 除 却 損	20	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金 繰 入 額	3,036	
減 損 損 失	143	
そ の 他	14	3,219
税 引 前 当 期 純 利 益		2,633
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	656	
法 人 税 等 調 整 額	△1	655
当 期 純 利 益		1,977

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月22日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松尾 浩明 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井上 裕人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世紀東急工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月22日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松尾 浩明 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井上 裕人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 騰本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、法令順守の一層の徹底および内部統制の強化・充実の確認を特に重要な監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、事業報告に記載のとおり、当社は過年度における舗装工事の入札に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、平成30年3月に公正取引委員会より課徴金納付命令を受けました。監査役会といたしましては、独占禁止法を含むコンプライアンスの徹底と再発防止に向けた諸施策が実施されていることを確認しており、引き続きこれらの取り組み状況について監視・検証してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

世紀東急工業株式会社 監査役会

常勤監査役	小 出 正 幸 ㊞
常勤監査役 (社外監査役)	鈴木 高 志 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	前 野 淳 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、持続的成長に向けた経営基盤の強化および収益力の維持・向上を図りつつ、当期の業績、財務内容、今後の経営環境等を総合的に勘案しながら、安定的、継続的な株主還元を努めることを基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金10円

総額 403,660,710円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会の議論を活性化し、重要な業務執行の意思決定および取締役の職務執行の監督にかかる機能の充実を図るため、平成18年より執行役員制度を導入いたしております。こうした現状に即し、適正なコーポレート・ガバナンス体制を維持・構築する姿勢をより明確にするため、現行定款第19条に定める取締役の員数を現在の24名以内から12名以内に変更するものであります。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる会社社員の範囲が変更されたため、現行定款第29条第2項および第37条第2項の一部につきまして所要の変更を行うものであります。

なお、第29条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条 当社の取締役は24名以内とする。</p> <p>第29条 当社は会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第19条 当社の取締役は12名以内とする。</p> <p>第29条 当社は会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる</u>損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第37条 当社は会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任</u>を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第37条 当社は会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任</u>を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（8名）は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p>さとうとしあき 佐藤俊昭 (昭和25年5月13日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数（本總會終結時） 14年 取締役会への出席状況 14回/14回（100.0%） 所有する当社の株式の数 15,907株</p>	<p>昭和49年4月 東急道路㈱入社 平成10年4月 当社経理部長 平成16年6月 当社取締役 平成21年6月 当社執行役員 平成22年4月 当社常務執行役員 平成24年4月 当社取締役社長（現） 平成24年4月 当社社長執行役員（現）</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 入社以来、主に管理部門に従事するほか、当社代表取締役社長としての豊富な経験と経営全般にわたる幅広い知見を有しており、これらの経験、知識を活かし、今後とも当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>
2	<p>ふるかわつかさ 古川司 (昭和33年2月7日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数（本總會終結時） 6年 取締役会への出席状況 14回/14回（100.0%） 所有する当社の株式の数 10,698株</p>	<p>昭和55年4月 東急道路㈱入社 平成20年4月 当社財務部長 平成23年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社管理本部長兼経営企画部長（現） 平成24年6月 当社取締役（現） 平成26年4月 当社常務執行役員 平成29年6月 当社事業推進本部製品事業部担当（現） 平成30年4月 当社専務執行役員（現）</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 入社以来、主に経営企画、財務部門に従事し、当社の事業運営全般について豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は、専務執行役員として当社の管理部門を統括しております。また、平成24年6月以降は、取締役として、経営に関する重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、今後ともその任を担うことが期待されることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
3	<p>ひらもと きみお 平 本 公 男 (昭和30年4月20日生)</p> <p>再任</p> <hr/> <p>在任年数（本総会終結時） 6年 取締役会への出席状況 14回／14回（100.0%） 所有する当社の株式の数 13,068株</p>	<p>昭和53年4月 当社入社 平成21年10月 当社事業推進本部工務部長 平成24年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社事業推進本部副本部長 平成24年6月 当社取締役（現） 平成26年4月 当社常務執行役員（現） 平成30年4月 当社技術本部長兼技術部長（現）</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 入社以来、主に従事してきた工事部門の事業運営について豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は、常務執行役員として当社の技術部門を統括しております。また、平成24年6月以降は、取締役として、経営に関する重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、今後ともその任を担うことが期待されることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>
4	<p>たいら よしかず 平 喜 一 (昭和36年11月23日生)</p> <p>再任</p> <hr/> <p>在任年数（本総会終結時） 1年 取締役会への出席状況 11回／11回（100.0%） 所有する当社の株式の数 6,344株</p>	<p>昭和59年4月 当社入社 平成23年4月 当社事業推進本部関東支店長兼東京支店長 平成23年4月 当社執行役員 平成27年4月 当社常務執行役員（現） 平成29年4月 当社事業推進本部副本部長兼工務部長 平成29年6月 当社取締役（現） 平成30年4月 当社事業推進本部長（現）</p> <hr/> <p>《取締役候補者とした理由》 入社以来、主に従事してきた工事部門の事業運営について豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は、常務執行役員として当社の事業部門全体を統括しております。また、平成29年6月以降は、取締役として、経営に関する重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、今後ともその任を担うことが期待されることから、引き続き選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
5	<p style="text-align: center;">い い づ か つ ね お 飯 塚 恒 生 (昭和23年8月5日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役候補者</p> <hr/> <p>在任年数（本總會終結時） 8年 取締役会への出席状況 14回／14回（100.0%） 所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>昭和46年4月 東急建設㈱入社 平成16年6月 同社常務執行役員 平成18年6月 同社取締役兼常務執行役員 平成21年6月 同社取締役兼専務執行役員 平成22年4月 同社取締役社長（現） 平成22年6月 当社取締役（現）</p> <p>[重要な兼職の状況] 東急建設株式会社代表取締役社長 一般社団法人東京建設業協会会長</p> <hr/> <p>≪社外取締役候補者とした理由≫ 東急建設㈱の代表取締役社長に就任されており、建設業界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、今後とも当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、東急建設㈱と当社の間には工事の請負等の取引がありますが、同社との間に特別の取引条件その他事業上の制約は存在しておりません。平成30年3月期における当社の連結総売上高に占める同社に対する売上高の割合は5%未満であります。</p>
6	<p style="text-align: center;">ふ く だ し ん や 福 田 眞 也 (昭和19年2月26日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役候補者</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p> <hr/> <p>在任年数（本總會終結時） 2年 取締役会への出席状況 14回／14回（100.0%） 所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>昭和41年9月 公認会計士川北博事務所入所 昭和46年1月 等松・青木監査法人（その後の監査法人トーマツ）入所 昭和46年3月 公認会計士開業登録 昭和62年5月 同監査法人代表社員 平成4年7月 日本公認会計士協会常務理事 平成19年7月 金融庁証券取引等監視委員会委員 平成25年12月 公認会計士福田眞也事務所開設（現） 平成28年6月 当社取締役（現）</p> <p>[重要な兼職の状況] 公認会計士 木徳神糧株式会社監査役（社外監査役）</p> <hr/> <p>≪社外取締役候補者とした理由≫ 公認会計士として企業会計に関する深い知識と豊富な経験を有することから、その専門的見地と高い見識に基づき、今後とも独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、平成19年6月まで当社の会計監査人でありました監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）の代表社員として平成14年3月期まで当社の会計監査に関与した経歴を有しており、当社の経営に関する知見を有しております。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
7	た む ら ま さ と 田 村 仁 人 (昭和21年8月3日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> 在任年数(本総会最終時) 2年 取締役会への出席状況 14回/14回(100.0%) 所有する当社の株式の数 0株	昭和46年7月 建設省入省 平成3年6月 同省関東地方建設局用地部長 平成9年7月 国土庁長官官房審議官 平成10年7月 (財)駐車場整備推進機構常務理事 平成14年6月 西日本建設業保証(株)常務取締役 平成25年4月 (株)全国住宅産業協会専務理事 平成28年6月 当社取締役(現) [重要な兼職の状況] 日神不動産株式会社取締役(社外取締役) ≪社外取締役候補者とした理由≫ 行政分野等において社会資本整備をはじめ多岐にわたる業務に携わられた経歴を有することから、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、今後とも独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、平成30年3月31日現在のものであり、世紀東急工業役員持株会における本人の持分を含めて記載しております。
2. 飯塚恒生氏は東急建設(株)の代表取締役社長を兼務しており、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。また、同社は当社と同一の部類に属する事業を行っております。なお、その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 飯塚恒生、福田眞也、田村仁人の各氏は社外取締役候補者であります。
4. 飯塚恒生、福田眞也、田村仁人の各氏が当社社外取締役に在任中に、当社は、過年度における舗装工事の入札に関し独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より課徴金納付命令を受けました。各氏は、当該違反行為の存在が判明するまで、その事実を認識しておりませんが、日頃から取締役会等において法令順守の徹底について適宜発言しており、また、本件事実の認識後は、違反行為の排除および再発防止に向けた取り組みにつきましても適時確認いたしております。なお、福田眞也、田村仁人の両氏は、当該違反行為の存在が判明した後新たに社外取締役に就任いたしております。
5. 当社は、飯塚恒生、福田眞也、田村仁人の各氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としており、各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
6. 当社は、福田眞也、田村仁人の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 鈴木高志氏は辞任により監査役を退任されます。また、平成30年3月31日をもって、長田忠千代氏が辞任により監査役を退任されましたので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
1	<p>すざき よしひこ 鈴木良彦 (昭和31年7月15日生)</p> <p>新任</p> <p>社外監査役候補者</p> <hr/> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>昭和56年4月 東急建設㈱入社 平成16年10月 同社鉄道本部建設部工事部長 平成22年4月 同社横浜支店土木部長 平成24年4月 同社東日本支店土木部長 平成30年4月 同社土木事業本部事業統括部勤務(現)</p> <hr/> <p>《社外監査役候補者とした理由》 東急建設㈱において、東日本支店土木部長をはじめ多岐にわたる業務に携われた経歴を有することから、その豊富な知識、経験に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。 なお、東急建設㈱と当社の間には工事の請負等の取引がありますが、同社との間に特別の取引条件その他事業上の制約は存在していません。平成30年3月期における当社の連結売上高に占める同社に対する売上高の割合は5%未満であります。</p>
2	<p>さいとう よういち 齋藤洋一 (昭和48年12月12日生)</p> <p>新任</p> <p>社外監査役候補者</p> <p>独立役員</p> <hr/> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>平成19年9月 弁護士登録 平成19年9月 第二東京弁護士会犯罪被害者支援センター委員 平成20年9月 齋藤総合法律事務所入所(現) 平成27年9月 第二東京弁護士会綱紀委員会委員(現) 平成28年4月 同弁護士会司法修習委員会委員(現)</p> <hr/> <p>[重要な兼職の状況] 弁護士 東急建設株式会社監査役(社外監査役)</p> <hr/> <p>《社外監査役候補者とした理由》 弁護士として法律に関する高度な知識と豊富な経験を有することから、その専門的見地と高い見識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木良彦、齋藤洋一の両氏は社外監査役候補者であります。
3. 鈴木良彦、齋藤洋一の両氏の選任についてご承認をいただいた場合、当社は両氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は、齋藤洋一氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成18年6月29日開催の第57回定時株主総会において、年額3億2,400万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、「中期経営計画（2018 - 2020年度）」に基づくコーポレート・ガバナンス改革の一環として役員報酬制度を見直し、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬等の額の枠内で、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額6,000万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会にて決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年以上の、当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

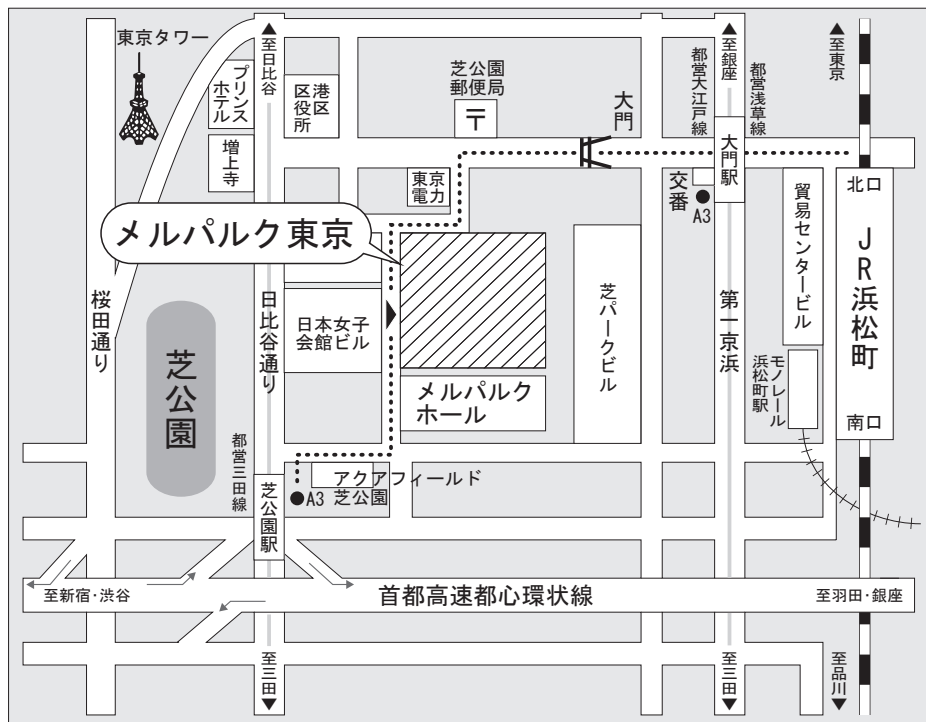
上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

■株主総会会場ご案内図



メルパルク東京 5階 ZUIUN (瑞雲)

東京都港区芝公園二丁目5番20号

交通のご案内

- JR・モノレール 浜松町駅（北口）から徒歩約8分
- 都営地下鉄三田線 芝公園駅（A3出口）から徒歩約2分
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線 大門駅（A3出口）から徒歩約4分

お願い：お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。